

【届出に関する重要なお知らせ】

資材置き場での碎石の搬出入や土採取行為などは
盛土規制法の規制対象行為です！

- ◆令和7年3月31日までに上記の行為をしている場合、法令により必ず令和7年4月22日までの届出が必要です。届出をしなかった場合、罰則があります。
- ◆届出をしていれば、その場所での行為については盛土規制法の許可等手続きは不要となります。
- ◆届出の際は想定しうる最大の高さ・面積・体積で届出してください。

※届出内容以下の規模であれば許可等手続きが不要となります。一方、届出内容よりも大きな規模での盛土等行為が生じた場合は、盛土規制法の許可等手続きが必要となる場合があります。(届出内容の変更の規定がない)

※規制区域の指定時のみ適用される手続きです。

※今回の手続きをしなかった場合は、その規模によっては盛土規制法の許可等の手続きが必要となる可能性があります。(期間限定の手続き)

※届出が必要な規模等については、別チラシをご確認ください。

**碎石の資材置場等をお持ちの事業者の皆様！
土採取事業を実施の事業者の皆様！
忘れずに届出してください！！**

ただし・・・当該届出がなされた盛土等についても**土地の保全義務**が課されており、危険な盛土であると判断された場合、改善命令の対象となります。

※命令違反に対しては罰則規定有

届出申請に関する手続きの詳細は、茨城県のホームページをご覧ください。

(受理された届出に関する情報は、県のホームページ上で公表されます。)

茨城県 盛土規制法

 検索

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/takuchi/moridokisei/moridokiseihou.html>